

## 職員の健康管理業務に従事する会計年度任用職員の業務要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、函館市職員健康管理室において職員の健康管理業務に従事する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 会計年度任用職員は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### (業務)

第3条 会計年度任用職員の業務は、函館市職員健康管理室規程（平成3年函館市訓令第6号）第2条第1項第2号に掲げる保健師または看護師として、同訓令第1条に規定する健康管理室において、次に掲げる業務に従事する。

- (1) 職員の健康相談および保健指導に関すること
- (2) その他職員の健康管理に関すること

### (任用期間)

第4条 会計年度任用職員の任用期間は、任用の日から任用の日の属する年度の末日までとする。

### (勤務時間等)

第5条 会計年度任用職員の勤務時間等は、次のとおりとする。

- (1) 次の表に定める勤務時間により勤務するものとする。ただし、所属長が特に必要と認める場合は、週休日または休日に勤務を命ずることができる。この場合において、勤務日を振り替えし、または代休日を与えることができる。

勤務形態	勤務日	勤務時間
A勤務	月曜日	午前8時45分から午後3時45分まで
	火～金曜日	午前8時45分から午後3時30分まで

B 勤務	月曜日	午前 10 時 30 分から午後 5 時 30 分 まで
	火～金曜日	午前 10 時 45 分から午後 5 時 30 分 まで

(2) 休憩時間は、正午から午後 1 時までとする。ただし、業務を遂行するうえで、所属長が必要と認めた場合は、勤務時間の中の別の時間帯において、1 時間の休憩時間を設けることができる。

(3) 週休日は、土曜日および日曜日とする。

(4) 休日は次のとおりとする。ただし、任命権者は、会計年度任用職員の勤務条件の特殊性その他の事由により必要があるときは、市長の承認を得て、休日について別に定めることができる。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 1 月 2 日、1 月 3 日および 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日

（秘密の保持）

第 6 条 会計年度任用職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

（災害補償）

第 7 条 会計年度任用職員の公務上の災害については、議会の議員その他非常勤の職の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年函館市条例第 28 号）の定めるところによる。

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 5 条第 1 号の規定にかかわらず、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に競争試験または公募による選考（以下「競

争試験等」という。)を経て任用された会計年度任用職員であって、施行日以後も引き続き勤務するもの(再度の任用(競争試験等によらない選考による任用をいう。以下同じ。)により勤務する場合に限り、施行日以後に新たに競争試験等を経てされた任用により勤務する場合を除く。)の勤務時間については、当該職員の再度の任用が上限となる任用に係る任用期間が終了するまでの間に限り、なお従前の例による。